

社会福祉法人小倉ろうあ福祉協会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬を支給する。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬に関しては理事長のみに支給する (別表1に定める額)
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき5,000円とする。
- (3) 評議員に対する報酬は、評議員会への出席1回につき5,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬は毎月25日(その日が土日祭日にあたるときはその前日)
- (2) 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度支給する。
- (3) 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度支給する。
- (4) 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。
- (5) 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より一部改正。
令和4年4月1日より一部改正。(3条)

別表第1 (第3条関係)

役職名	報酬の額
理事長	給料月額 300,000円のみとする